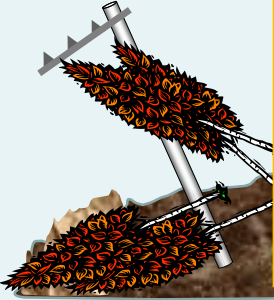
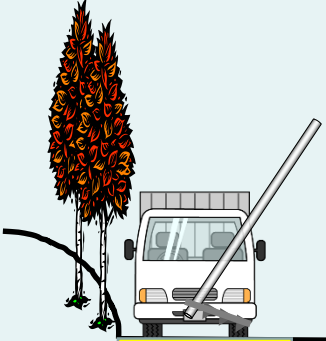


三重県との災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定の概要

目的	ケース  道路	従来の考え方 実施主体	協定による連携 実施主体
停電復旧	 電力設備に接近した樹木（掛かり木）を伐採する。	電力会社が、停電復旧のために樹木伐採を実施 電力会社が実施	当社の復旧要員派遣が困難な場合、 当社が安全確認を行った上で三重県に依頼し、県が樹木伐採を行う。 三重県が実施
	 工事用車両が通行可能となるように、樹木を伐採する。	電力会社から、道路管理者へ依頼し、車両が通行可能となるように、道路管理者が樹木伐採を実施 道路管理者が実施	市町道において市町の要員派遣が困難な場合、 三重県が市町に対し、協力会社の紹介等必要な協力を行う。 市町管理道路も含めて県が協力
道路啓開	 道路上の電力設備を除去する	電気設備の除去は危険も伴うため、三重県から電力会社へ連絡して、電力会社が除去 電力会社が実施	当社の除去要員派遣が困難な場合、 三重県の要請を受けて当社は技術員を派遣し安全確認を行った上で、県が作業を行う。 三重県が実施